

琉球大学学術リポジトリ

要請. 決議（早期復帰）(II)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): 沖縄施政権早期復帰を求める決議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43336

(4) 決議書(昭三十九年八月四日午後七時)

追加ノ

追加分(リスト記載地名)

岡山県和気郡日生町	38.9.18	
岡山県都窪郡福田村	40.3.11	
岡山県都窪郡早島町	40.3.12	
岡山県児島郡瀬崎町	"	
岡山県英田郡美作町	40.3.15	
岡山県真庭郡新庄村	40.3.18	
矢掛町	"	
岡山県赤磐郡深戸町	40.3.20	
岡山県都窪郡山手村	40.3.20	
岡山県真庭郡落合町	40.3.23	
久米南町	40.3.24	
高松町	40.4.3	
岡山県都窪郡妹尾町	40.3.26	
" " 吉備町	"	
御津郡一宮町	"	
岡山県苦田郡上齋村	40.3.30	
岡山県児島郡興陰村	40.3.31	
佐伯町	40.4.7	
岡山県都窪郡茶屋町	"	
沖縄県祖國復帰協議会	42.9.7	

発議 第十三号

沖縄における施政権の返還に関する要望決議

発議者

日生町議会議員 松下正春
日生町議会議員 中崎正夫
日生町議会議員 橋本兼太郎



岡山県和気郡日生町役場

沖縄における施政権の返還に関する要望決議

戦後十八年沖縄住民は、今尚、祖国日本から切り離されアメリカの管
理におかれていることは誠に遺憾である。沖縄の施政返還は、沖縄の同
胞はもとより全国民あけての宿望であるにもかかわらず今尚、その実現
をみていない。

日生町議会は、沖縄住民の日本復帰に関する強い願望にこたえ、この際
政府が沖縄における施政権の返還について最善の努力を払われるよう、
日生町民の総意を代表して強く要望する。

右決議する。

昭和三十八年九月十八日

日生町議会

沖縄の祖国復帰早期実現に関する要望書

日本の不可分の領土である沖縄は戦後二十年を経た今日いまだ米國の統治下にあり、沖縄九十万人の住民は勿論日本国民も本土への復帰の熱望に燃えております。

このことについて、政府は沖縄住民の悲願と日本国民の要求を考慮し、日米両国の理解と信頼に基づいて沖縄の祖国復帰早期実現のため善処されることを、ここに要望申し上げる次第であります

昭和四十年三月十二日

岡山県都窪郡早島町議会

殿

総理大臣
外務大臣

発議才一號

昭和四拾年參月拾試日可決

沖繩の祖国復帰早期実現に關する要望決議
右に關し別紙のとおり要望決議するものとする。

昭和四十年三月十二日提出

提出者 早島町議会議員 沢

佐 安 妹 中 渡 楠 塚 山 渡 沢

井 藤 原 尾 田 辺 原 井 崎 辺 田

信 政 虎
太

吉 龜 虎 信 悟 一 太 祝 郎 登

草島町議会議員
澤 原 岩 峰 林 峰 原 原 岩 峰
田 城 谷 松
昭 專 義 虎 豊
二 猛 尚 吉 治

議案第二十五号

沖縄復帰の早期実現に関する要請決議について、

別紙のとおり 沖縄復帰の早期実現に関する要請の決議を承ります。

昭和四十年三月十一日 提出

提出者 福田村議會議長 久山喜三郎
賀成有 福田村議會議員 岡春雄
同 同 平松虎雄

即日議決

都窪郡福田村議會議長久山喜三郎

印

沖縄復帰の早期実現に関する要請文議

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは、いつまでかなく日本国民の世論にになっていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要請は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活と共にすることができることとは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高いものであり、如何なる権力といえどもこれを侵すこととはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、米国の国際威信を失つてはばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたって、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたゞん前進したといえ、県民の悲願が達成されるといったことは、残念である。

今日、復帰の条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に歸着するものであって、この前提の解決しない限り、沖縄の将来は、あり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の統治権が速やかに返上されるよう要請する。

右決議する

昭和40年3月11日

決議第一号

沖縄の祖国復帰早期実現方要請決議

戦後才に三十年、その間沖縄の日本復帰については当該沖縄は三つに及ばず、日本全国民の悲願であり、殊に最近世論の急激な盛り上がりを機に祖国復帰早期実現に向けて強く要望するものとする。

昭和四十年三月十二日

提出者 濱崎町議会議員 山本 文夫
同 同 議員 星島 久重
議員 片山 秋次郎

濱崎町議会議長 福森浅次殿

沖縄の祖国復帰早期実現に関する要請書

沖縄県民の悲願が祖国復帰に舊約されることはいつまでもなく、日本国民の一

世論と行っていいことも事実である。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高なものであつて如何

方の権力といとも二承を侵すことは出来ない。

国連憲章は民族自決の精神をうたり、加盟国間の主權平等を基調として、
リラが沖縄の米国統治が続くこと叶ひては米国の國際威信を失わせらば
ガリで行く。自米相互の信頼を阻害するものである。

二のよう万重大皆矣にたて、佐藤ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議
したといふが、一日も速々かに沖縄の施政権が返還され、沖縄県民と我
々国民多年の悲願が早期に実現へ向るよう要請する。

月即日原案可決

岡山県笠置郡濱崎町議会議長 福森浅次



決議

沖縄、小笠原の祖国復帰の早期実現を要請する。

上記決議する。

昭和40年3月15日

岡山県英田郡美作町議会

上記原本と相違ないことを証明する。

昭和40年3月22日

岡山県英田郡美作町議会議長 後藤富利



(写)

祖国復帰の早期実現に関する要請

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは、いつまでもなく日本国民の世論になつてゐる。

ことしも事実である。しかししながらこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ住民が祖国同胞と國民生活を共にすることができきないことは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民よる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は崇高なもののであり如何ゆく権力といへど

もこれを侵すことはどうでない。加盟国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟

国間の主権平等を基調としてゐるが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせらばかりでなく、日米相互の信賴を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたゞへ前進したとはいへ、県

民の悲願が達成されなかつたことは殘念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあく得ない。

この現実を理解していくべき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和四十一年八月八日

(岡山県真庭郡(新)江村議会)

昭和二十一年三月十八日 議決

岡山縣真庭郡新庄村

新庄村議會議長 山田延





決 議

戦後すでに20年、この間沖縄県民の非願が、祖国復帰に集約されていることはもちろん、日本国民の強い世論となつてゐることも事実である。

しかしながら、このきわめて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国統治下におかれ、沖縄住民がわれわれと国民生活を共にすることにつきないことは、われわれ同胞にとつてこのうえない悲しみである。

日本国民である沖縄県民が、祖国に復帰する宿願は崇高なものがあり、いかなる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、米国の沖縄統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

今日沖縄をめぐる複雑な条件から生ずる問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつてこの前提の解決のない限り、沖縄の将来はあり得ない。

われわれはこの現状を理解し、沖縄の施政権がすみやかに返還されることを要請するものである。以上決議する。

昭和40年3月18日

矢掛町議会

沖縄の祖国復帰早期実現に関する要請

より復りてはな國國
要ご得帰今せい國う曰いのし民冲
請のなぐるる連权本ご統りの總理
す現い帰はり憲力國と治し世県
る矣。着復か、章と民は下は論民
。を寸稚り冲(は)いて、(に)ぎにの
理るなで縄民えろ抑置つは悲
解も条(じやう)の族と沖縄が、つ頬
しの件く米自も縄県(は)にて
てか、国來こ県民(の)い
りあつ日統の人民に住極る祖
て飛木治權をめと民めこ國
て生相り神長祖つがてと復
・寸互統をす國で相当も帰
ころのくわびにこ國然事に
の尚修(じやうしゆ)てこ復の同の実系
前限類といと帰上胞民で約
提のをは(は寸など族あざ
の寸胆、加てるり)国的るれ
解へ言(い)盟(めい)を眉悲民要
決て才(さい)い國は頼し生求
な(は)るて向(むか)は外(ほか)は
い、も(は)の。崇(たか)でを無
限(げん)その米主(まいしゆ)商(しょう)あ共(とも)観
りので國权(こくせん)なりにさ
神(かみ)はあの平(へい)もますれ
緯(ひ)とる國等(こくとう)のしる今
のん。際(き)とでよこ今
将(まつ)と威(い)基(き)あうと曰
未(み)が信(しん)調(とう)あり。がな
は祖(そ)とし如何(いかん)でお
あ國(くに)尖(さか)し何(いかん)き米

昭和四十一年三月二十七日



岡山県赤磐郡瀬戸町議会

決議案一號

沖縄の祖国復帰早期実現方要請に関する決議

右に廻し別紙のとおり決議するものとする

昭和四十年三月二十二日

山手村議会議長勅 持



沖縄の祖国復帰の早期実現に關する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が、祖國復帰に集約されることは、今までよりなく日本国民の世論になつて、ことしも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要挙は無視され、今日なお、米国の統治下に置かれ、住民が祖國同胞と國民生活と共にすることができな、ことは、われわれ沖縄県民にとって、上の上な、悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は嵩高なものであり如何なる権力と、えどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうた、加盟国間の主権平等を基調として、うが沖縄の米国統治が續くことはひいては米国の國際威信を失わせらばかりで、米相互の信頼をもつるものである。

このような重大時局下にたつて、化藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖國復帰を提議したといわれるが、しかしたと見前進したとは、え、県民の悲願が達成されなかつたことは、所念である。

今日、復讐な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖國復帰に歸着するものであつて、この前提の解決な、限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右決議する

昭和四十年三月三十日

都窪郡山手村議会



沖縄の祖国復帰の早期実現に関する

要請決議について

戦後すでに20年その間沖縄の日本復帰は、当該沖縄はいうに及ばず、日本全国民の悲願であつたわけであるが最近世論の急激な盛り上りを機に本土の落合町議会においても沖縄の日本復帰早期実現の要請を別紙のとおり決議いたしたい。

昭和40年3月23日

岡山県真庭郡落合町議会議長

藤井潤一

祖国復帰の早期実現に関する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく、日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的 requirements は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、復雑な条件から発生する問題のすべてには、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和40年3月29日 決議

岡山県真庭郡落合町議会議長

藤井潤



議案第十九号

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要望
日本と不可分の領土である沖縄は、戦後二十年を経たる今日、まだ米國
の統治下にあり、沖縄九十万の住民はもとより日本国民も本土への復帰の
熱望に燃えています。

このことについて政府は沖縄住民の悲願と日本国民の本音を考慮し、
日米両国民の理解と信頼に基づいて沖縄の祖国復帰の早期実現をめ
善とすることを要望します。

昭和四十年五月一日提出

本庄町議会議員吉木健次

昭和四十年五月一日 議決

公

正藤吉次

都窪郡大字町議会議長

吉木健次



寫 発議第一号

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは、いつまでもなく、日本国民の世論になつていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活と共にすることができないことは、われわれ日本国民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が、祖国に復帰する宿願は高尚なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このよつた重大時点にたゞ、沖縄の祖国復帰が実現し、日本に残念である。

右要請決議する。

今日、復讐の条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に歸着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。よつて、沖縄の施政権が遠かに返還されるよう

昭和四十年三月廿八日

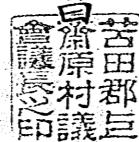
岡山県吉田郡上齋原村議会

右は決議、原本と相違ありません

昭和四十年三月三十日

岡山縣吉田郡上齋原村議會議長

三船 統昌



祖國復帰の早期実現に關する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が、祖國復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつていることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖國に復帰する宿願は嵩高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米国の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点において(佐藤、ジョンソン会談)、沖の祖國復帰を提議したとい

われるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖國復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和四十年三月二十六日提出

提出者 吉備町議会議員 野崎 勉
賛成者 吉備町議会議員 久保 新市
賛成者 吉備町議会議員 草野 正志

昭和四十年三月二十六日 議決

岡山縣都窪郡吉備町議會議長草原



(理由)

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは、いりまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。しかしながら、この極めて当然の民族的 requirement は無視され、今なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとって上のない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、

沖縄の米国統治が續くことは、ひいては米国の國際威信を失わせるばかりでなく、

日米相互の信頼を阻害するものである。

このよきな重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着

するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来は、あり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和四十年三月二十五日 提出

久米南町議会議員 中 力 純

杉 本 正 市

松 本 太

昭和四十年三月二十五日 講決

発議第四号

沖縄の祖国復帰早期実現要請決議について

戦後二十年を経過してもなお沖縄の祖国復帰が実現されず、日本国民たる沖縄県民が祖国同胞と生活を共にすることができない事は沖縄県民にとつてこの上ない悲惨なことである。

沖縄住民の宿願を理解され沖縄施政権が速かに返還されるよう政府関係機関へ要請する事を議決する。

昭和四十年三月二十五日

高松町議会議員

和田

幸

清水

慎一郎

三垣

信治

有松

咲志

笠井

一二

秋田

正信

昭和四十一年三月二十五日議決

高松町議会議長

吉井良夫

この議決書は原本と相違ないことを認證す。

昭和四十一年四月三日

高松町議会議長

吉井良夫



決議第1号

沖縄の在日復帰早期実現に關する要請決議

上記に賛成下記案文のとおり提出する

昭和40年5月6日

佐伯町議会議長 玉谷二郎

連絡書在日議会議員 玉田健

理由

沖縄県民の悲願が、在日復帰に実現されることはいうまでもなく日本国民の悲願にそつていることも事実である。

しかしながら、この亟めて当然の民衆的要請は無視され、今日なお米軍の統治下に置かれ、住民が租借地主と庶民生活をと共にすることができないことは、われわれ河童沖縄県民にとってこの上を以てしめである。

日本岳をもる沖縄県民が復帰に躊躇する宿題は嵩高なものであらぬことをおきどもこれを長することはできない。

云々筆者は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の未だ統治が続くことは、ひいては米国の監禁監禁を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するも

のである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは専念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

上記決議する

昭和40年5月7日 決議

佐伯町議会議長 玉谷二郎

赤議第1号
祖国復帰の早期実現に関する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されていることはいうまでもなく、日本国民の世論になつていても事実である。

しかししながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は、嵩高なものであり如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が穢くことは、ひっては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかたとえ前述したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは、残念である。

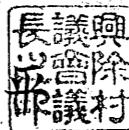
今日、復雜な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はありません。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が虚やかに凸显されるよう要請する。

和久年七月二日議決

児島郡興除村議會

議長花山雄



議案第一八号

沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要望

日本と不可分の領土である沖縄は、戦後二十年を経たる今日、いまだ米国の統治下にあり沖縄九十万の住民はもとより日本国民も本土への復帰の熱望に燃えています。

このことについて政府は、沖縄住民の悲願と日本国民の要求を考慮し、日米両国民の理解と信頼に基づいて沖縄の祖国復帰の早期実現のため善処されることを要望します。

昭和四十年三月二十六日提出

26 日議決

妹尾町議会議員 多田源一
同 橋本俊行

沖縄県糸満市妹尾町議会議長多田源一
議員印

決議案第二号

沖縄の祖国復帰早期実現に関する決議

沖縄住民の悲願が祖国復帰に集約されて、これは、いうまでもなく日本国民の世論も最近急激を盛り上りをみせて、うことは事実であります。しかししながらこの極めて当然の民族的要望は容れられず今日なお米国の統治下におかれて沖縄住民が日本国民と生活を共にできず、ことはひどい沖縄住民のみでなく日本国民にとってもこの上々、悲しみであります。

日本国民である沖縄住民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであります。

よつて当所議会は沖縄の祖国復帰が早期に実現されよう決議するものである。

昭和四十年三月二十六日

御津郡一宮町議会

昭和四十一年三月三日議決

一宮町議會議長

熊代至誠

右は議決の原本と相違ないことを證明する

昭和四十一年四月三日

御津郡一宮町議會議長

熊代至誠



大臣秘書官	北米局
近侍外務審議官	参事官
	北米課長
北米局長 和 南支行長 軒 42.9.7. 受付	
<p>「本日当事務所係官が復帰協商試会 系に内合せたところ次の件」</p> <p>1. 6日復帰物は、三木大臣が5日の説明 との合意。結果、沖縄施政権返還の実現には て具体的な指針が、済半格調にて、在 地新聞報道を重視し、沖縄事実と本音</p> <p>迅速的に対応する米国への同大臣の対米 折衝では、積極的でなくとも該船不法航行</p> <p>行為に対する危機感念から取扱い方の革 12. 同大臣の対米、沖縄の可及的速かに 復帰実現を強く請願する形、東原及び</p>	
GA-6 外務省 3277	
<p>比嘉西副会長、川崎婦連副会長 ほか 1. 大島教輔は会談文部副部長。4氏々 代表として当地第の NWA 4便で車両 1. 派遣され、決議せずとも同大臣に 午後1時まで請願文を1回の段落会で提出し た。日本一周16泊2週間本土へ滞 在予定であり、その間復帰促進と国民各層 1. 実情アピール等の二点を主とする三木大 臣の面会アピール取扱い当日午前8時より 1. 7月11日、吉田南支行長より成る 一括手書類。</p> <p>2. 同協力上記(代表團)の派遣は勿論。 11月初旬に豪運試会長と同様同行同 協力代表團を再び車両の派遣し、同級員大</p>	
GA-6 外務省	

請原之行竹新惡之尤尤

特連向長い 感じでく連済取引を

GA

外務

不長局米北

參事官長

認兩連第2號

昭和 42 年 9 月 7 日

國長局米北省務外

那裏日本政府南方連絡事務所址



復帰協復帰講演団の上京について

往電第6号に關し、7日の復帰協役員会で採択された本件謝願

文を 1 部念の為別添送付する。

別紙添付

本信を送付先 機理府特別地域連絡局長

要	處	經
型	研	究
課	英	術
次	中	學
川	山	川
秦	山	川
州	田	本
中	田	本
織	本	一

A circular library stamp with a double-line border. Inside, the text "中國圖書館" (Chinese Library) is written in vertical columns at the top, and "UNIVERSITY OF CALIFORNIA, BERKELEY" is written in horizontal rows below it. The number "42" is stamped in the center.

經理

3335

沖縄返還に關する請願

九十六万県民の意志に反して、沖縄は祖国から分離され、米軍の占領下に二十二年もおかれてきた。

この間に沖縄は土地を武力接收され、基本的自由、自治を奪われ、幾多の入命が軍事行動の犠牲にされてきた。

とくにベトナム戦が始まつて以来、一日として平和な生活はなく、常に戦争の脅威、と相次ぐ外人犯罪、演習等によつて生命、財産に危害を蒙つてきてる。

しかも、最近は、新規の土地接收を强行しようとし、軍事施設の拡大をばかりつゝあつて、ますます県民を不安におどしれている。

長い行政空白のため、社会保障制度が皆無に近く、教育、産業経済面に大きな較差を生じさせてる。

このような状態から一日も早く脱して、祖国同胞と一体となる日を熱願し、苛酷な軍政下にあつても、私たちは祖国復帰を内外に訴え続けてきた。

毎年開かれる四月二十八日の県民大会に十万人が参集していることや立法院における毎会期の復帰決議でも明らかなくなつて、復帰は全県民の熱烈な要求となつてゐる。

しかるに祖国政府は、「極東の安全保障」を理由に二十二年も分離されたまま一度も外交交渉をもつて返還を実現しようとしていない。

佐藤総理の訪沖の際も、祖国の最高責任者がはじめて県民に接するところであつて非常に期待を寄せたのであるが、結局同情に終始した。

かかる本土政府の弱腰に県民は心からの不満を抱き、現状を固定して沖縄の犠牲を強いていることに對し、今や怒りに変りつつある。

しかし、今や佐藤訪米を前に、本土国会、各政党の現地調査と相

まつて、現地沖縄の世論は最高調に湧きたつている。今度こそ復帰のチャンスだとして、各界、各層とも真剣に復帰を考え、その実現に全力をあげつつある。

それでもかかわらず、三木外相は、具体的な返還要求をせず、打診する程度で訪米して日米会談にのぞむと報ぜられている。

この報に接し、県民は再度、県民を無視した政府の態度に反発して「絶対に裏ぎられてはならない」と必死になつてゐる。一面又復帰を遠ざけて安保体制と沖縄基地強化拡大をはかるのではないかと大きな危機感を抱きつつある。

したがつて、十一月の佐藤訪米の際踏みとての三木外相の訪米が沖縄返還を米国に提示しないならば、佐藤總理の訪米に、も早期待がもてないという不安が起りつつある。

沖縄の、県民世論はくりかえし立法院で、決議しているように、核基地反対、早期施政権返還に決定している。

核つき返還に賛成している県民は一人もいなし、県民の総意に反して、憲法にも、許されない「核つき」をもちだしては、国民の世論統一はできない。

そこで、三木外相は、米国に迷惑することなく、現地沖縄県民並びに国民世論をバックにして、沖縄返還を米国に要求してくださいよう強く請願する。

一九六七年九月

日

沖縄県祖国復帰協議会

会長 喜屋武 真



外務大臣
三木武夫